

令和 6 年度 芦屋市生活困窮者自立支援制度 に関する実績報告書

令和 7 年 9 月 芦屋市

目 次

I 自立相談支援事業等（必須事業）の実績	1
1 相談実績	1
(1) 自立相談支援事業の相談分析	1
2 支援実績	5
(1) 相談支援	5
(2) 自立相談支援事業による就労支援	7
(3) 自立相談支援事業における他事業との連携	7
(4) 他機関等との連携	8
3 成果と課題	9
II 家計改善支援事業（任意事業）の実績	12
1 支援実績	12
(1) 新規面談の家計再生プラン実績	12
(2) 支援実績の集計	13
(3) 滞納金の支払い	14
(4) 周知・啓発	15
2 成果と課題	15
III 就労準備支援事業（任意事業）の実績	17
1 支援実績	17
(1) 就労準備支援事業の相談分析	17
(2) 社会資源の開拓	20
(3) 対象者の状態像に対応できる支援メニューの多様化について	21
(4) 周知・啓発	21
2 成果と課題	22
IV 地域まなびの場支援事業（任意事業）の実績	24
1 支援実績	24
(1) 学習支援	24
(2) 居場所づくり（子どもの居場所「ひみつきち」）	25
2 成果と課題	26
V 事業推進体制	27
1 芦屋市多機関協働推進委員会	27
2 総合相談連絡会	30
3 阪神7市・丹波篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会	30
VI その他	31
1 広報啓発	31
2 近隣市との情報交換会等	31
3 職員研修	31
VII 参考資料	32
1 芦屋市多機関協働推進委員会設置要綱	32
2 芦屋市多機関協働推進委員会委員名簿	33

I 自立相談支援事業等（必須事業）の実績

<事業の概要>

令和6年度は物価高騰などの影響もあり、総合相談全体としてはお金にまつわる相談が増えました。各種公的年金の受給は2か月に1回ありますが、受給時期の半月ほど前から「生活費がない」、「食べるものもない」という相談が増えました。

相談者の多くは家賃や水道光熱費、国民健康保険料の滞納などから、住宅を失う恐れや病院受診が必要な時に制限がかかるなど、深刻な状態にある世帯も見られます。貸付を希望する相談が増え、貸付の利用対象とならないとわかると、家計の見直しなどの支援策を断る人も多く、必要な人に支援が届いていない状況があると考えられます。

今年度は、昨年度に続き「生活相談会」を開催し、食料品と日用品の無償配布も実施しました。日曜日に開催することで、平日相談に来ることが難しい方向けの相談会としました。

また、社会的孤立・ひきこもりの方への支援の充実を図るため、さまざまな取組を利用者とともに考え進めてまいりました。社会とのつながりを取り戻し、自立した生活をすることを目標に支援を展開しました。

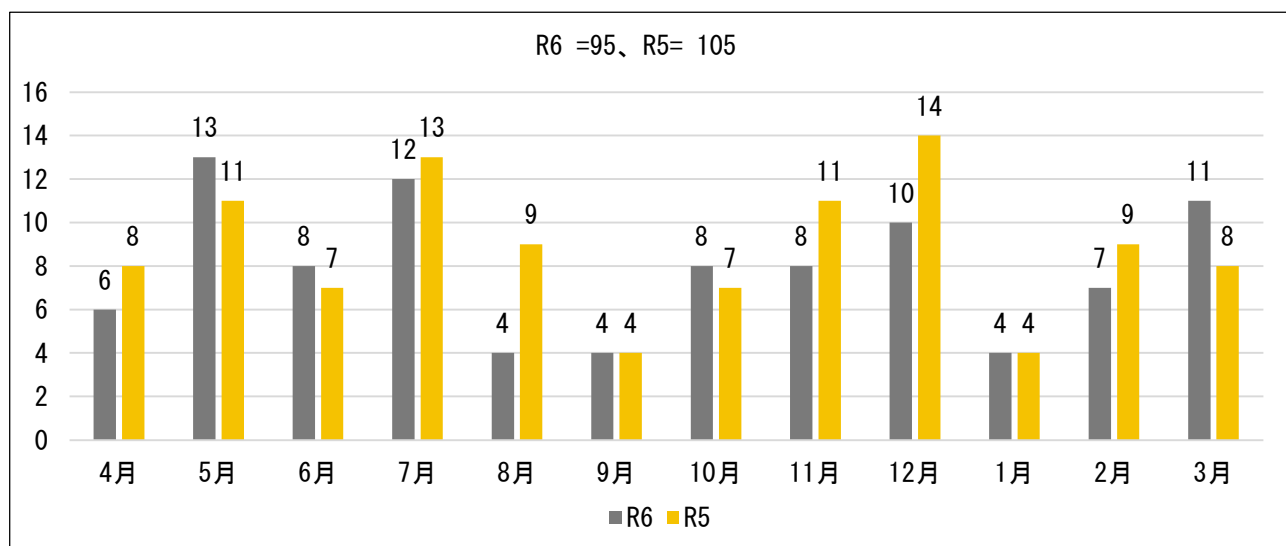
今後は、重層的支援体制整備事業を活用し積極的に社会参加支援に取り組むことを目標に、関係機関や関係する方々との連携をより深めてまいります。

1 相談実績

(1) 自立相談支援事業の相談分析

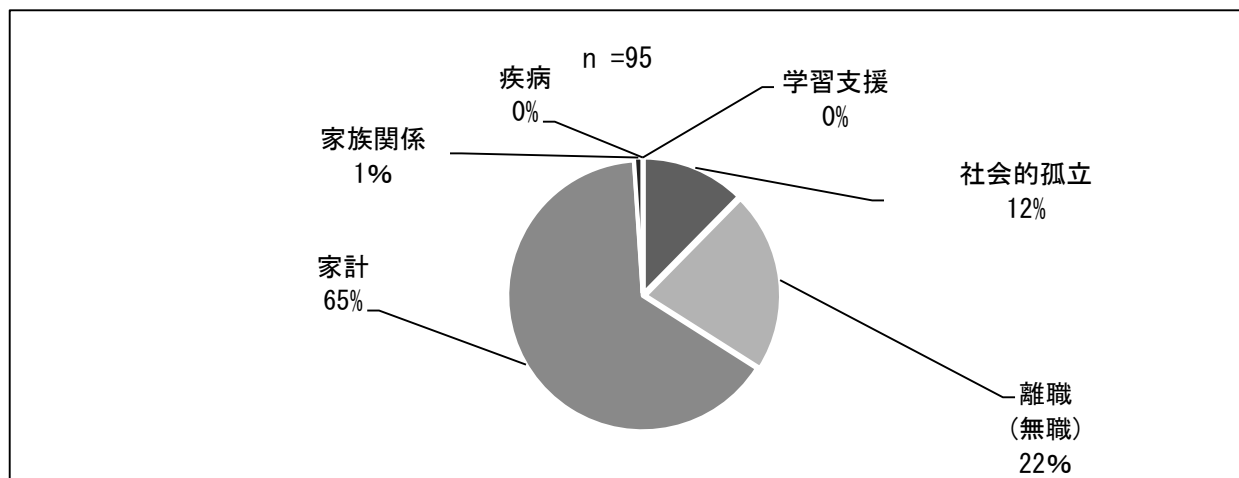
ア 月別相談件数の推移

【図表 1-1 月別相談件数】



イ 主な困りごと種別

【図表 1-2①】



【図表 1-2② 困りごとの詳細】

項目	件数	項目	件数
病気や健康、障がいのこと	12	地域との関係について	0
住まいについて	31	家族との関係について	7
収入・生活費のこと	61	子育てのこと	0
家賃やローンの支払いのこと	31	介護のこと	3
税金や公共料金等の支払いについて	15	ひきこもり・不登校	11
債務について	15	DV・虐待	1
仕事探し、就職について	22	食べるものがない	4
仕事上の不安やトラブル	1	その他	4
合計			218

※複数回答があるため、相談者数とは合致しません。

相談内容について、従来と変わらず「収入・生活費のこと」が多く、続いて「住まいについて」、「家賃やローンのこと」など住宅にまつわる困りごとが多いです。また、「ひきこもり・不登校」についての相談も増加傾向にあります。

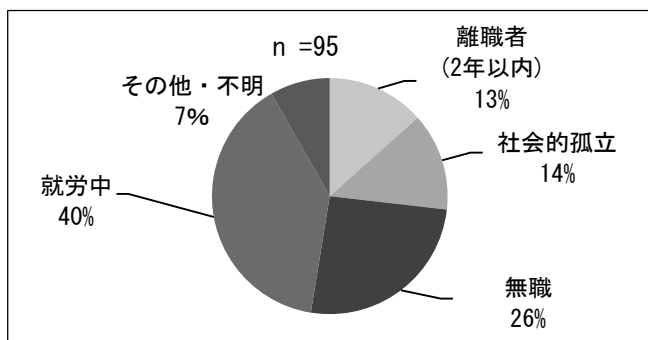
【図表 1-3 年代別の状況】

年代・男女 困りごと	10代		20代		30代		40代		50代		60～64歳		65歳以上		不明	合計		R5
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		男	女	
社会的孤立	2	0	5	1	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	10	1	8
離職（無職）	0	0	2	1	1	0	3	0	9	1	2	1	0	0	1	17	3	16
家計	0	1	4	1	2	1	3	4	4	12	3	3	4	12	7	20	34	71
家族関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
疾病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
学習支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	2	1	11	3	3	1	8	4	13	14	5	4	5	12	9	47	39	101

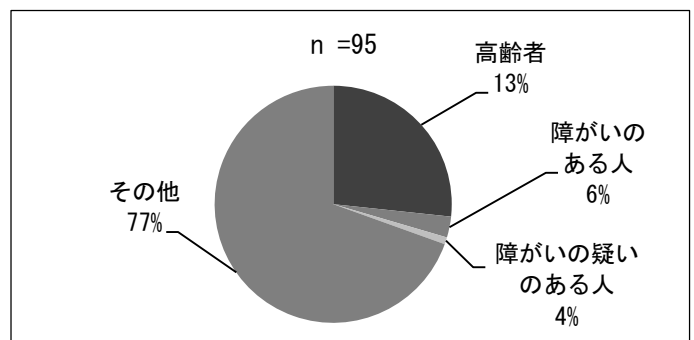
家計に関する相談が多く、40代以降の方からの相談が多い状況です。高齢者からは年金収入のみでは思い通りの生活ができないとの相談が多く、貸付を希望する人が多い状況です。しかし貸付対象外だとわかると、家計の見直しなどの支援提案には拒否的な方が多く、将来的に深刻な状況になることが予想されます。

ウ 就労状況・対象者

【図表 1-4 就労状況】



【図表 1-5 対象者】



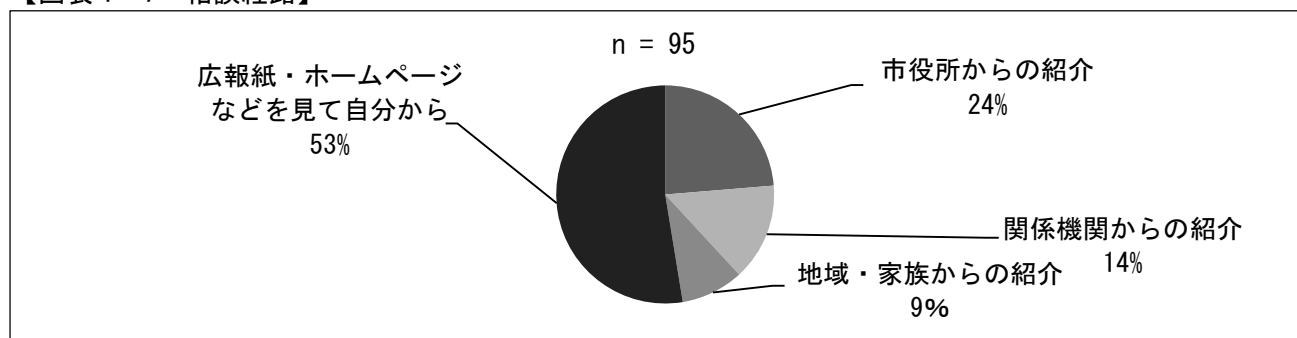
【図表 1-6 就労状況・対象者】

就労状況 \ 対象者	高齢者	障がいのある人	障がいの疑いのある人	その他	合計	R5
離職者（2年以内）	0	1	0	11	12	26
社会的孤立（ひきこもり）	0	2	1	10	13	8
無職	9	1	1	14	25	23
就労中	3	0	1	34	38	37
その他・不明	0	2	1	4	7	11
合計	12	6	4	73	95	105

「その他」に分類される方は、就労中の方も多く、お金に関する問題を抱えている方が多い状況にあります。

エ 相談経路

【図表 1-7 相談経路】



【図表 1-8 相談経路内訳】

(A) 市役所からの紹介	件数	(B) 関係機関からの紹介	件数	(C) 総合相談窓口からの紹介		件数
債権管理課	8	ケアマネジャー	2	地域・家族	家族・知人・大家	5
こども家庭・保健センター	5	障がい相談支援事業所・ 障がい基幹相談支援センター	2		民生委員・児童委員	4
住宅管理センター	2	若者相談センターアサガオ	2		小計	9 (13)
保険課	1	ハローワーク西宮	2	広報紙・ホームページな どを見て自分から		49 (62)
市民参画・協働推進課	1	芦屋警察	2			
高齢介護課	1	兵庫県精神保健福祉センター	1	(C) 合計		95 (75)
国際文化推進課	1	兵庫県立香風高校	1			
こども政策課	1	兵庫県里親支援センター	1			
生活援護課	1	芦屋市商工会	1			
地域福祉課	1	(B) 合計	14 (13)			
不明	1					
(A) 合計	23 (17)	※各項目合計（ ）内の値：令和5年度実績				

※各項目合計（ ）内の値：令和5年度実績

【図表 1-9 主な困りごと種別の相談経路】

困りごと 相談経路		社会的孤立		離職(無職)		家計		家族関係		疾病		学習支援		合計		R5	
		全数	内滞納・負債有	全数	内滞納・負債有	全数	内滞納・負債有	全数	内滞納・負債有	全数	内滞納・負債有	全数	内滞納・負債有	全数	内滞納・負債有	全数	内滞納・負債有
(A) 市役所からの紹介		0	0	6	1	17	11	0	0	0	0	0	0	23	12	17	8
(B) 関係機関からの紹介		5	0	0	0	9	4	0	0	0	0	0	0	14	4	13	2
(C) 総合相談窓口からの紹介	地域・家族からの紹介	4	0	0	0	4	1	1	1	0	0	0	0	9	2	13	4
	自分から(広報誌等)	3	0	15	3	31	14	0	0	0	0	0	0	49	17	62	30
合計		12	0	21	4	61	30	1	1	0	0	0	0	95	35	105	44

相談経路に関しては様々な関係機関からのつながりが増えており、自分から相談に来る人も増えていることから、今後も周知啓発と関係機関との連携を進める必要があると考えられます。

2 支援実績

(1) 相談支援

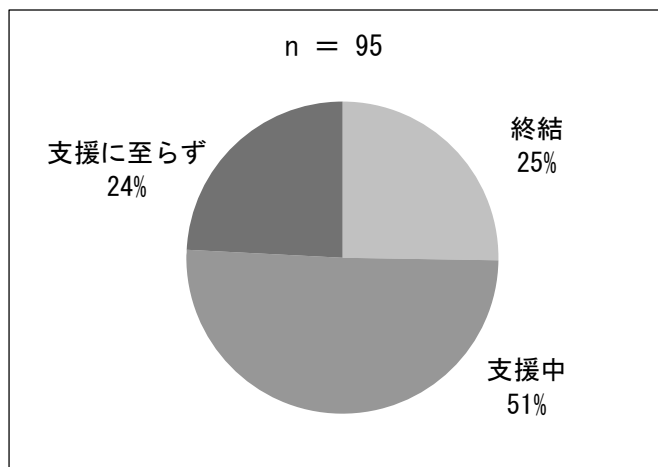
ア 相談支援の状況

【図表 2-1 令和 6 年度実績】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計	R5
新規相談受付件数（本人未特定を含む）		6	13	8	12	4	4	8	8	10	4	7	11	95	105
プラン策定前支援終了件数 （初回スクリーニング時）		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	4
	情報提供のみで終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	他機関へのつなぎで終了	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
	スクリーニング判断前に中断・終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支援決定・確認件数（再プランを含む）		4	6	7	5	7	4	3	6	4	5	6	5	62	61
就労支援対象者数（プラン期間中の一般就 労を目標にしている）		3	2	4	1	3	2	1	3	2	3	3	1	28	20
事業法等 に基づく 利用	住居確保給付金	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	2
	住居確保給付金 再支給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家計改善支援事業※再プラン含む	1	2	4	3	0	0	2	2	1	1	2	3	21	16
	就労準備支援事業※再プラン含む	2	1	0	0	0	2	2	2	1	0	0	1	11	8
	自立相談支援事業による就労支援	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	子どもの学習・生活支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	子どもの学習・生活支援事業 （生活保護受給世帯）	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0
その他	生活福祉資金による貸付	1	2	0	2	0	0	1	1	1	0	0	3	11	16
	生活保護受給者等就労自立促進 事業	1	0	2	0	2	0	1	2	0	3	2	0	13	7
評価実施件数（再プランを含む）		5	3	4	5	4	3	4	3	2	4	3	2	42	37
評価 結果	終結	1	1	2	4	1	0	1	0	1	0	0	0	11	10
	再プランして継続	4	2	2	1	3	3	3	3	1	4	3	2	31	27
	中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
見 変 え ら れ た	変化あり	5	3	3	5	3	3	4	2	2	3	3	1	37	34
	変化なし	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	1	5	3
評価実施件数中就労支援対象プラン作成者分		3	1	3	1	1	2	1	2	0	0	1	0	15	14
	一般就労開始	1	0	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0	5	4
	就労収入が増加	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	3

イ スクリーニング状況

【図表 2-2 令和 6 年度新規ケース】



【図表 2-3 主な困りごと種別】

	対象年度	社会的 孤立	離職(無職)	家計	家族関係	疾病	学習支援	合計
終結	H27～R5 *	7	12	72	3	2	0	96
	R6	2	5	16	1	0	0	24
	合計	9	17	88	4	2	0	120
支援中	H27～R5 *	22	11	80	4	4	2	123
	R6	9	12	27	0	0	0	48
	合計	31	23	107	4	4	2	171
支援に至らず	H27～R5 *	1	0	11	0	1	0	13
	R6	1	4	18	0	0	0	23
	合計	2	4	29	0	1	0	36
中断	H27～R5 *	7	13	83	6	3	0	112※
	合計	7	13	83	6	3	0	112

* H27～R5 年度中に終結に至らなかったケース

※コロナ関連でプランの策定を行った人が中断となる年度だったため、中断件数が増加

家計に困りごとがある方の「支援に至らず」が多く、家計の見直しのため家計改善支援事業を活用し、踏み込んだ支援を提案すると、本人が生活状況を変えることを望まない場合、具体的な支援に至らないことがあります。

【図表 2-4 主な困りごと別の解決法】

解決法 主な 困りごと	就労	家計改善	他機関 つなぎ	他市転出	その他	合計	R5
社会的孤立	1	0	4	0	4	9	3
離職（無職）	3	0	7	2	5	17	11
家計	2	9	29	4	44	88	59
家族関係	0	0	0	1	3	4	0
疾病	1	0	1	0	0	2	0
合計	7	9	41	7	56	120	73

ウ 終結までの支援期間

【図表 2-5 主な解決法の種別】

解決法 期間	就労	家計 改善	他機関 つなぎ	他市 転居	その他	合計	R5
3 か月以内	0	0	1	1	8	10	13
6 か月以内	1	1	6	1	2	11	17
12 か月以内	0	1	2	3	10	16	2
18 か月以内	3	3	6	2	11	25	8
24 か月以内	0	1	5	0	11	17	15
36 か月以内	0	2	1	0	14	17	9
36 か月以上	2	1	17	2	2	24	9
合計	6	9	38	9	58	120	73

困りごとの解決法として「他機関つなぎ」が多い状況ですが、生活保護受給や障がい者福祉支援などにつながる方もありました。

(2) 自立相談支援事業による就労支援

コロナ禍以降、高齢者の相談では貸付を希望する相談が増えています。また、新たな給付金を望むような相談も多く日常的に赤字家計である世帯が増えていると推測されます。ハローワーク西宮との連携で就労支援を行います。職種を選ぶ人も多く、就職に結びつかないことも多くみられます。

(3) 自立相談支援事業における他事業との連携

チーム YOAKE として生活困窮事業担当者間で毎週打合せを継続し、支援にかかる見立てや支援策の検討を行いました。支援調整会議等ではハローワーク西宮にも参加いただき、個別支援の課題の共有と支援策の協議を行いました。

(4) 他機関等との連携

重層的支援体制整備事業を活用し社会参加支援について検討を行うことで、より多くの関係機関から助言をもらうことができました。また、社会的孤立支援について専門職間での共通理解ができ、伴走的支援の必要性を認識することができました。

昨年度に続き、「生活相談会」を開催し、多機関との連携による相談と、食料と生活用品の無償配布にも取り組みました。

【その他の機関・事業利用数】

機関・事業名	内容	利用数
フードバンク関西による食材提供	所持金が少なく次の収入までの食材購入費用がない場合、食材提供支援を受けるもの。	36 件
生活物品等ゆずりあいネットワーク	芦屋市地域発信型ネットワークの中で検討され事業化。家電等生活に必要な物品を地域住民等の提供者から無償で譲り受けられることができる。	10 名 10 点 (家電・日用品・衣類等)
フードドライブによる食材提供	コープこうべ、芦屋市環境施設課と芦屋市社協で余剰食品の提供を受け、即時必要な方へ向け数日分の食材を提供するもの。	30 名
福祉を高める運動世帯 経済的支援	民生児童委員協議会と社協との共同事業。赤い羽根共同募金を財源として困窮世帯へ年 2 回配分金をお届けするもの。	20 世帯
生活福祉資金等貸付（従来からのもの）	兵庫県社会福祉協議会実施の生活福祉資金貸付事業の中のひとつ。子どもの進学費用の貸付。	教育支援資金 4 名
国際ソロプチミスト芦屋ほほえみ支援基金	子どもや女性支援を活動方針としている国際ソロプチミスト芦屋による基金を活用し、子どもや女性に必要な生活用品の購入を支援するもの。 【思い出プロジェクト】 経済的に豊かではない世帯の子どもの心に残る取り組みとして、ボランティアカメラマン等の協力を得て、七五三のお祝い写真を作成する取組。	3 世帯 6 世帯
生活相談会	「生活相談会」を開催。食料と生活物品の無料提供会も同時開催。	76 人

3 成果と課題

(1) 周知・啓発

実績・成果

- ・就労準備支援事業と協働し、近隣の高校、大学へ訪問し、相談窓口や事業内容の周知を継続してきたことにより個別の相談につながりました。
- ・赤い羽根共同募金会から助成を受け、「生活相談会」を開催し、食料や日用品提供を併せて実施しました。
- ・全戸配布をしている「社協だより」やホームページなどに総合相談窓口の案内を掲載し、全市民への周知を継続して行いました。
- ・債権管理課の窓口対応時に自立相談支援機関への案内があり、相談につながる方が増えました。
- ・「めーむひろば」での就労体験について、総合相談連絡会や地区福祉委員会での周知に取り組みました。

課題

- ・お金や貸付に関する問い合わせが多いため、支出の見直しや借金整理を含む家計の見直しを提案するも、断られる人が多い現状です。
- ・経済的に不安定な子育て世帯へ支援を届けるため、子ども家庭総合支援担当や教育委員会と連携していきます。

(2) 家計相談

実績・成果

- ・家計に課題のある世帯については、相談対応の初期から家計改善支援員に面談同席し、早期に家計収支表作成等に取り組むことで、早い段階で経済的な生活再建策を提案することができました。
- ・高齢者からの相談には高齢者生活支援センターに協働で対応してもらうことで生活全般の支援を提案することができました。

課題

- ・家計に問題があるが見直しには消極的な人は、自立相談支援事業への継続支援には至らず、深刻な状態になることが予想されるため、継続的な周知等が必要であると考えています。

(3) 地域での居場所・役割

実績・成果

- ・社会的孤立・ひきこもりの方へ向けた講演会と相談会を開催しました。
- ・重層的支援体制整備事業を活用し多機関協働支援会議において、社会的孤立の方の社会参加支援について支援検討を行うことができました。

課題

- ・ 社会的孤立支援は、本人からの相談ではなく家族からの相談が多く、家族の思いから支援がスタートしますが、短期間では本人・家族に変化があることがないため、変化を望む家族の思いとすれ違うことがあります。そのため、家族ケアを継続しながら伴走支援を行っていく必要があります。
- ・ 社会的に孤立していて、ひきこもり状態にある方の社会参加のあり方については、単一の機関では支援が難しいことも多いため、多機関協働支援会議などを活用し、検討する必要があります。

(4) 就労支援

実績・成果

- ・ 就労条件のこだわりの多さから求職先が見つかりにくく、就職に結びつかない方には、こだわる理由や現実との乖離など本人とともに考える時間を確保し、丁寧な就労アセスメントを行いました。
- ・ ハローワーク西宮との連携により、より就労に特化したアセスメントを行うことで就労に結び付く人がいました。

課題

- ・ 就労準備支援事業利用から始めた方が良い対象者であっても、経済状況が苦しい方は生活費を得ることを優先せざるを得なくなり、就労しても継続できない場合が多いため、支援方法について検討が必要だと考えています。

(5) 他機関連携と多分野横断課題への取組み

実績・成果

- ・ 重層的支援体制整備事業を活用し、多機関協働支援会議などで社会的孤立支援の課題を共有することで、より新たな支援の視点を検討することができました。
- ・ 相談当初の課題は解決したもの、傾聴等の支援を通して関わり続けることにより、生活の安定や精神状態が安定するケースがありました。

課題

- ・ 低年齢から不登校だった経験を持つ人は、基礎学力が乏しい場合が多く、将来的に希望する職に就くことが困難な場合が見られます。また、中学卒業後無業者は所属するものがなく支援の手立てがない場合も多くあります。発達特性やこだわりが強いなど、生きづらさを抱える人がひとり親家庭の母親として子育てをしている場合、地域との関係性が希薄であったり、転職を繰り返すなど社会的に孤立しがちな様子が見られます。
- ・ 今後、深刻な状態になる前に相談に結び付くように周知に取り組むとともに、重層的支援体制整備事業を活用し多機関との連携によるチーム支援、地域住民や地域支援部門とのより丁寧な連携が必要であると考えています。

【参考】令和6年度総合相談窓口集計

2024(令和6)年度 総合相談集計			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	
		新規	23	25	21	33	28	30	25	19	53	17	22	23	319	
		2回目以降	3	3	0	0	1	0	2	1	2	4	3	2	21	
		計	26	28	21	30	29	30	27	20	55	21	25	23	335	
新規	面談		7	10	10	13	11	15	13	7	42	6	8	9	151	
	電話		16	12	11	20	15	15	12	11	10	9	11	13	155	
	出張相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	メール・他		0	3	0	1	2	0	0	1	1	2	3	1	14	
気づき	チェックシート 有		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	フィードバック 要		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
相談者	本人		14	16	15	24	20	19	18	15	42	8	20	18	229	
	家族		6	6	4	5	6	7	3	1	6	5	0	5	54	
	友人・知人		0	1	2	3	0	2	0	0	1	0	1	0	10	
	関係機関		0	0	0	0	0	0	1	3	3	2	1	0	10	
	地域関係者(民生委員・福祉推進委員など)		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
	その他		3	2	0	1	1	2	3	0	1	2	0	0	15	
対象者	性別	男		9	9	8	18	10	16	10	7	20	8	11	4	130
		女		13	16	13	14	18	14	13	10	28	8	10	19	176
		不明		1	0	0	1	0	0	2	2	5	1	1	0	13
	年代	～10代		0	0	0	2	1	1	1	0	0	1	0	0	6
		20代		0	1	1	2	1	2	1	1	9	1	3	2	24
		30代		2	1	3	1	1	0	0	0	7	2	1	1	19
		40代		1	1	1	4	4	1	3	1	5	0	0	3	24
		50代		2	5	3	4	4	6	2	3	4	4	5	2	44
		60～64歳		3	3	1	1	3	2	0	0	5	0	2	1	21
		65歳～		13	10	9	12	10	12	13	10	11	6	7	8	121
		不明		2	4	3	7	4	6	5	4	12	3	4	6	60
	対象者区分	高齢者		13	12	9	12	10	13	16	13	13	6	8	8	133
		障がい者		4	1	6	3	0	2	3	0	1	1	3	5	29
		児童		0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
		離職者(離職して2年未満)		1	1	0	4	4	4	1	1	5	1	4	2	28
		依存症		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		無職(2年以上就労していない)・ひきこもり		1	3	0	2	0	1	0	1	2	2	0	2	14
		その他		4	9	6	9	13	10	5	4	33	7	8	8	116
	住所	精道		14	6	5	9	5	6	7	1	4	1	3	3	64
		潮見		1	7	3	7	7	10	4	6	5	3	3	3	59
		西山手		2	3	4	4	7	2	4	2	11	2	2	5	48
		東山手		4	3	3	2	3	3	1	1	5	1	6	2	34
		打出浜		0	0	0	0	0	0	1	3	8	5	1	4	22
		他市		0	3	1	1	3	1	1	1	15	0	1	0	27
		不明		2	3	5	10	3	8	7	5	5	5	6	6	65
相談内容(重複あり)	介護保険・福祉制度について		6	4	6	5	2	2	6	1	5	2	2	3	44	
	生活(衣食住の欠如)について		15	16	10	17	18	17	8	4	10	10	19	8	152	
	経済、法律問題(多重債務等)		1	3	1	5	5	0	5	14	15	1	3	14	67	
	家族との関係について(DV・虐待)		0	2	2	0	4	4	2	0	2	3	0	2	21	
	健康(疾患、障がい等)・病院について		2	2	3	3	1	5	3	5	8	2	1	2	37	
	メンタルヘルス(こころ、依存症等)		2	2	0	1	1	1	1	0	1	1	1	0	11	
	介護予防について		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	就労について		1	1	1	3	1	3	1	3	8	4	2	4	32	
	役所の手続きについて		0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	4	
	社会的孤立について		0	1	1	4	0	0	0	0	0	0	0	2	8	
	不安・話し相手		0	0	2	2	1	0	1	0	1	0	1	1	9	
	その他		4	7	5	7	6	8	5	1	16	1	6	4	70	
対応	他機関紹介		9	11	7	11	11	18	7	7	33	5	7	2	128	
	傾聴のみ		0	3	2	1	0	0	2	0	3	1	1	2	15	
つなぎ先(重複あり)	他機関・他制度つなぎ		17	14	12	18	17	12	16	12	17	11	14	19	179	
	生活困窮者自立相談支援事業		3	8	5	7	4	3	6	7	9	5	7	10	74	
	精道高齢者生活支援センター		7	1	2	2	0	1	3	1	0	0	0	1	18	
	西山手高齢者生活支援センター		0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	2	7	
	東山手高齢者生活支援センター		1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	
	潮見高齢者生活支援センター		0	0	0	0	1	2	2	0	0	1	1	0	7	
	打出浜高齢者支援センター		0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	
	保健センター		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
	子ども家庭相談室		0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	4	
	障がい一般相談		1	0	3	0	0	1	1	0	2	0	1	1	10	
	障がい基幹相談		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	3	
	障がい者就業・生活応援センター		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	権利擁護支援センター		0	1	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	6	
	行政関係機関		0	0	0	1	3	0	0	0	0	1	2	0	7	
	生活福祉資金		4	0	1	6	8	2	2	4	3	2	4	5	41	
	税務署		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	社協 地区担当		0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	4	
	CM		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
	その他		0	3	0	3	2	0	0	1	2	1	2	1	15	

II 家計改善支援事業（任意事業）の実績

<事業の概要>

家計改善支援とは、支援員（家計改善支援員）が、家計に困り事を抱える相談者（生活困窮者）からの相談に応じ、相談者の気持ちに寄り添いながら家計の状況を共有し、家計の視点から相談者とともに生活困窮からの出口を見つけ出す支援です。

相談者それぞれの境遇や潜在的なニーズを把握し、必要な情報提供や専門的な助言、関係機関への同行等を通して、相談者の自立を促し、相談者とともに家計の改善に取り組めます。

最終的には、相談者自身が将来にわたって家計を自己管理できる力を育み、早期に生活を再生することを目指します。

1 支援実績

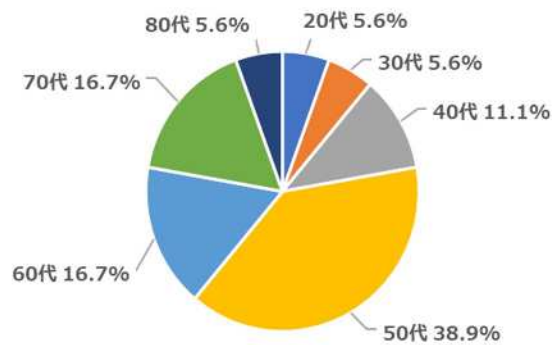
(1) 新規面談の家計再生プラン実績

【図表 1-1① 新規面談の家計再生プラン実績集計表】

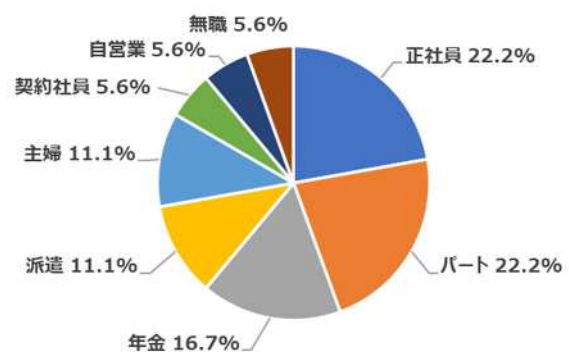
新規面談の家計再生プラン実績集計表（2024年4月～2025年3月）

家計相談支援内容		件数	割合	
相談者数合計（人）		18	100%	
性別 男性（人）		8	44%	
性別 女性（人）		10	56%	
年齢（平均）		56.8	-	
①相談時家計表作成		17	94%	
②家計計画表作成		17	94%	
③キャッシュフロー表作成		10	56%	
④家計再生プラン作成		18	100%	
		件数	プラン割合	件数割合
家計再生プランの支援内容	⑤家計相談の継続	18	100%	100%
	⑥債務整理	3	17%	17%
	⑦貸付あっせん	0	0%	0%
	⑧GC緊急対応資金	0	-	-
	⑨食糧支援	0	0%	0%
	⑩年金・手当の増収	0	0%	0%
	⑪就職による増収	0	0%	0%
	⑫就学援助	0	0%	0%
	⑬各種減免	2	11%	11%
	⑭納付相談	6	33%	33%
	⑮債務整理以外の法律相談	0	0%	0%
	⑯住居確保給付金	0	0%	0%
	⑰生活保護	0	0%	0%
	⑱その他	2	11%	11%

【図表 1-1② 年代別】



【図表 1-1③ 相談時の就労状況】



新規相談件数は 18 件となっています。相談者の内訳を見ると、年代では 50 代からの相談が最も多く、職業では正社員およびパートの割合が高い傾向にありました。特に、正社員が比較的高い割合となっていることから、単に雇用形態だけでは解決できない生活困窮の現状が見えました。

また、非正規雇用（パート・派遣・契約社員）で構成される相談者が合計 38%と高い割合であることから、収入の不安定さが生活困窮の背景にある可能性が示唆されます。

これらの傾向を踏まえると、令和 6 年度の家計改善支援は中高年層を中心に、特に雇用が不安定な層への支援が中心となったと総括できます。

(2) 支援実績の集計

【図表 1-2 家計改善支援事業の支援実績集計表】

支援内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
1 面談同席（同意なし）	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3
2 初回相談（同意あり）	1	3	1	2	2	1	0	2	2	0	1	3	18
3 継続相談（同意あり）	7	7	9	9	8	9	7	14	11	9	13	13	116
4 延べ相談	8	10	11	13	10	10	7	16	13	9	14	16	137
5 プラン作成	1	3	1	2	2	1	0	2	2	0	1	3	18
6 食糧支援									1				1
7 弁護士同行			1	1	1		1	3	2	2	3	1	15
8 自宅訪問相談	1												1
9 市債権管理課	1	2		1				1	1	2	2	2	12
10 市保険課	1	1	1								1		4
11 市年金窓口								1					1
12 市住宅管理センター													0
13 市水道お客様センター				1									1
14 市生活支援課													0
15 その他市役所窓口									1	2	1	2	6
16 税理士同行													0
17 税務署同行													0
18 年金事務所同行													0
19 ハローワーク同行													0
20 携帯電話店同行		1						1					2
21 不動産店同行													0
22 銀行同行													0
23 支援調整会議	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
24 終結	1	1	1	1	2	0	1	0	0	1	0	0	8

今年度の延べ相談件数は 137 件となっています。うち同行支援を延べ 41 回、自宅訪問を 1 回行い、自立相談支援機関と連携した支援ができました。

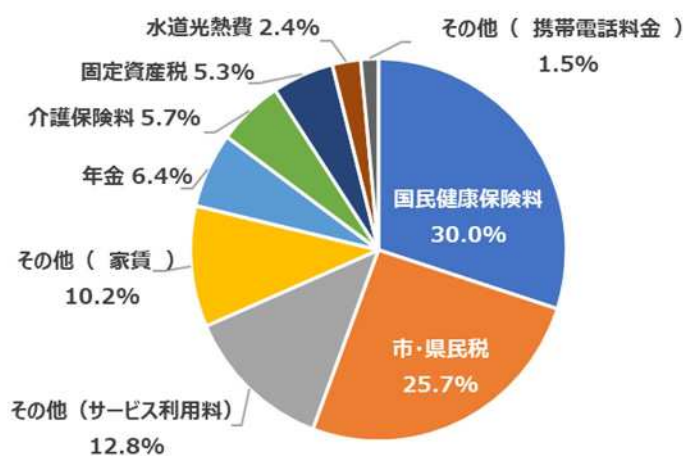
同行先は、弁護士事務所と債権管理課がほとんどで、債務、滞納といった問題について充実した支援を提供できました。

(3) 滞納金の支払い

【図表 1-3① 滞納金支払い実績表（全 7 ケース）】

保険・税	滞納額 (支援当初)	支払い合計
国民健康保険料	1,587,310	234,230
後期高齢者医療保険料	0	0
介護保険料	102,860	44,300
市・県民税	1,016,400	200,800
固定資産税	83,700	41,400
自動車税	0	0
年金	298,270	49,630
水道光熱費	19,136	19,136
その他（家賃）	80,000	80,000
その他（サービス利用料）	463,630	100,000
その他（携帯電話料金）	11,783	11,783
合計	3,663,089	781,279

【図表 1-3② 支払い実績の割合】



令和 6 年度は累計で 781,279 円の滞納金の支払いを支援しました。そのうち公租公課の占める割合は約 73%で総額 570,360 円となり、生活困窮者支援を通じて収税にむすびつきました。

支払い実績の割合では、国民健康保険料、市・県民税が過半数を占めています。

進捗状況については支援対象 7 ケース中、3 ケースで完済、4 ケースで継続返済中となっています。

(4) 周知・啓発

【図表 1-4 周知・啓発実施件数】

周知先	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
くろまつ（就労準備支援事業プログラム）				1		1		1					3
社会福祉協議会 実習生					1								1
家計改善支援事業研修会										1			1
生活困窮者自立相談支援事業従事者研修									1				1
合計	0	0	0	1	1	1	0	1	1	1	0	0	6

自立相談支援事業と就労準備支援事業とともに連携し進めることができました。就労準備支援事業のプログラム「くろまつ」では、金銭講座等の開催やプログラムへの参加を通じて社会的孤立へのアプローチを行いました。

家計改善支援事業の支援者向け研修会では、弁護士を講師に迎え、「福祉と司法連携」をテーマに、債務や滞納、後見人制度などについて支援者がどのように司法職と連携していけば良いかを講義いただき、活発な意見交換が行われました。

2 成果と課題

(1) 周知・啓発

実績・成果

- ・事業リーフレットをより分かりやすく、手に取ってもらいやすいデザインに刷新しました。また、チーム「Yoake」のパンフレットについても視認性の高いデザインに改善し、窓口への設置や関係機関に配布しました。
- ・機関紙「Yoake」を2回発行し、活動内容や実際の支援の様子などを写真付きで幅広く発信しました。
- ・就労準備支援事業主催のつどい場「くろまつ」にて社会的孤立へのアプローチとして講座を3回開催し、講師を務めました。
- ・社会福祉協議会と連携し、新たに「お金に関する福祉学習」の内容を追加しました。また、実習生には、実習過程の中で1回、事業説明を行いました。
- ・内部に向けて「福祉と司法連携」をテーマに研修会を開催し、34名の参加実績となりました。
- ・兵庫県主催の研修にて家計改善支援事業の講師を1回担当しました。

課題

- ・相談を躊躇されている方や潜在的な困窮世帯への働きかけとなるように、継続して情報発信をしていくことと合わせて、定期的に効果を検証し、内容・媒体の改善を図る必要があると考えています。
- ・社会的孤立対策としての「くろまつ」での講座の継続実施に加え、実施後の満足度・効果測定、ニーズ把握による内容の充実が課題であると考えています。

(2) 支援内容

実績・成果

- ・ 同行支援計 41 回、自宅訪問 1 回行いました。
- ・ 滞納金について、家計支援ツールを使用した支払い計画書の作成や同行支援により、令和 6 年度末までの累計で 781,279 円の滞納金の支払いを支援しました。そのうち公租公課の占める割合は約 73%で総額 570,360 円となり、生活困窮者支援を通じて収税にむすびつきました。
- ・ 収納関係課への同行支援において、保険課や債権管理課の窓口担当者に家計表を配布し、相談者の家計の現状を踏まえた今後の納付計画が見える化することで、納付相談を円滑に進めることができました。
- ・ 社会福祉協議会等と連携し、外国人相談会を開催。来場者 56 名へ食糧支援を行いました。

課題

- ・ 債務や滞納額が多額になる前に、いかにつながり、早期の解決を実現するかが課題であると考えています。

(3) 各種協議

実績・成果

- ・ 定例開催の会議等に参加し、他機関との情報共有を行いました。
- ・ 多機関協働支援会議にてペアワーク等を通じ幅広く意見交換することができ、支援に活かすことができました。
- ・ 他機関の支援員等に家計の現状を定量的に評価してもらえるようになり、円滑に支援へつなげることができました。

課題

- ・ 今後もディスカッションの場に継続して参加し、専門職・当事者・地域関係者などの多角的な視点を踏まえた支援を展開していく必要があると考えています。

(4) 支援体制の強化

成果

- ・ 国、県が開催する研修やグリーンコープが独自で行う研修に可能な限り参加し、その内容を相談に活かすことができました。

課題

- ・ 今後も可能な限り研修等へ積極的に参加し、相談支援に活かしていきたいと考えています。

III 就労準備支援事業（任意事業）の実績

<事業の概要>

一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。

生活リズムを整える、他者と適切なコミュニケーションを図ることができるようにするなどといった日常生活自立・社会生活自立に関する支援から、就労体験の利用の機会の提供や就職活動に向けた知識や技法の習得等の就労自立に関する支援までを行います。

1 支援実績

(1) 就労準備支援事業の相談分析

【図表 1 就労準備支援事業利用者に対する支援状況（全 6 件）】

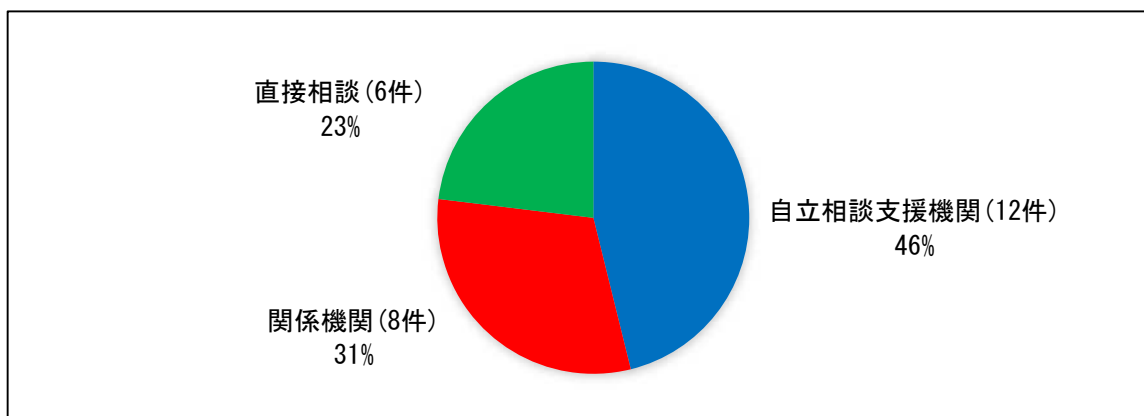
	対象者（年齢 性別）	支援期間	来所 面談	電話 メール	自宅 訪問	他機関 同行等	その他※
1	R5-A (20 代女性)	7 か月	15	20	0	0	10
2	R6-B (40 代男性)	11 か月	21	1	0	0	53
3	R6-F (20 代男性)	7 か月	15	15	0	0	11
4	R6-H (50 代男性)	6 か月	4	5	0	0	7
5	R6-J (50 代男性)	5 か月	3	5	0	0	1
6	R6-N (20 代男性)	1 か月	7	3	0	0	4

※その他 寄ってカフェ、つどい場「くろまつ」、農作業、他機関協働の作業に参加等含む。

【図表 1-2 就労準備支援事業利用者終結状況（全 8 件）】

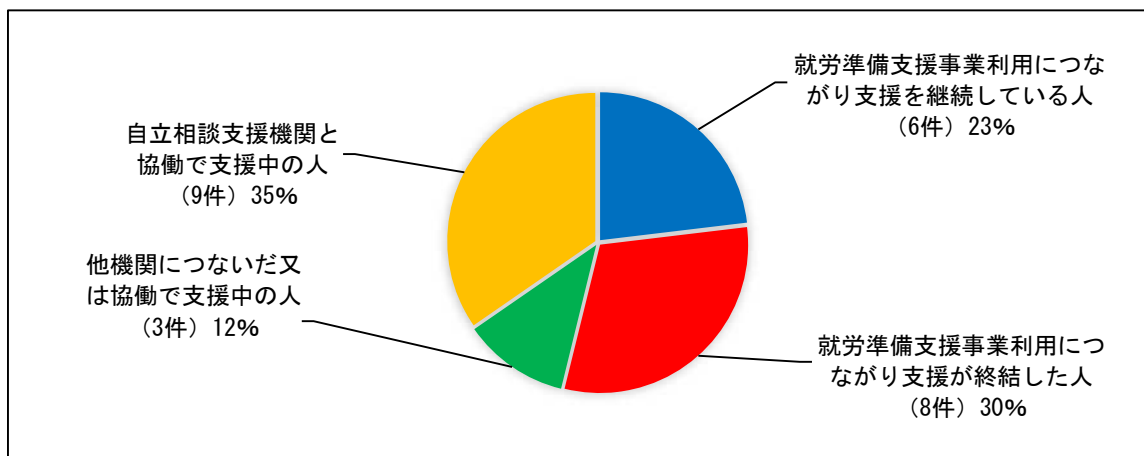
	対象者（年齢 性別）	支援期間	来所 面談	電話 メール	自宅 訪問	他機関 同行等	その他※	備考
1	R4-A (50 代男性)	24 か月	16	53	0	15	84	障がい者手帳取得 社会参加機会の増加
2	R4-D (50 代男性)	24 か月	0	10	22	0	1	社会参加機会の増加
3	R5-B (50 代女性)	24 か月	42	123	1	15	154	障がい者手帳取得 本事業利用を経て 障がい者雇用で就職。
4	R5-F (50 代男性)	12 か月	7	48	0	0	24	社会参加機会の増加
5	R5-O (30 代男性)	12 か月	22	71	1	10	133	本事業利用を経て就職。
6	R5-M (30 代女性)	12 か月	31	62	0	10	35	本事業利用を経て就職。
7	R5-P (50 代男性)	12 か月	22	56	0	1	71	本事業利用を経て就職。
8	R6-C (60 代女性)	12 か月	1	22	0	2	0	本事業利用を経て就職。

【図表 2-1 就労準備支援事業の窓口につながった経路（全 26 件）】



経路の内訳は、自立相談支援機関からが半数近くを占めます。3割は若者相談センター「アサガオ」、近隣の高校、里親センター、障がい者相談支援事業等の関係機関からの紹介、2割が直接相談で本事業窓口につながりました。

【図表 2-2 就労準備支援事業担当者が関わったケースの分類（全 26 件）】



本事業担当者が関わったケースの約半数が本事業利用につながっています。（終結したケース含む）残りの半数のケースでは、自立相談支援機関や他機関と協働しながら本事業利用に向けた伴走型の支援や、社会参加の機会として関わっています。ケースの中には、自立支援医療や障がい者手帳を所持していても、すぐに福祉サービスの利用まで進めない方もおられます。つどい場「くろまつ」や寄ってカフェ、農作業を通して定期的に関外に出る機会が増えたことで福祉サービスにつながる方、福祉サービスの利用までのつなぎとして参加される方もいます。

【図表 3 就労準備支援事業未利用者への支援状況（全 12 件）】※社会参加推進事業での参加含む

	対象者 (年齢 性別)	来所 面談	電話 メール	自宅 訪問	他機関 同行等	その他	備考
1	R3-H(50 代男性)	9	3	1	0	3	障がい者相談支援事業と協働
2	R4-I (30 代男性)	0	23	0	0	24	自立相談支援事業と協働 社会参加推進事業での関わり
3	R4-T (40 代男性)	1	3	0	0	0	社会参加推進事業での関わり
4	R5-C (20 代男性)	1	2	0	1	1	障がい者相談支援事業と協働 社会参加推進事業での関わり
5	R5-G (20 代男性)	0	7	0	0	0	障がい者相談支援事業と協働 社会参加推進事業での関わり
6	R6-A (50 代女性)	6	5	0	0	8	自立相談支援事業と協働 社会参加推進事業での関わり
7	R6-D (60 代女性)	3	5	0	0	1	障がい者相談支援事業と協働
8	R6-E (30 代男性)	0	7	0	0	1	自立相談支援事業と協働 社会参加推進事業での関わり
9	R6-I (20 代男性)	2	7	0	0	2	障がい者相談支援事業と協働
10	R6-K (10 代男性)	0	3	1	0	1	里親センター、自立相談支援事業と協働 社会参加推進事業での関わり
11	R6-L (10 代男性)	5	0	0	0	8	近隣の高等学校、自立支援事業と協働 社会参加推進事業での関わり
12	R6-M (50 代男性)	0	1	0	0	5	自立相談支援事業と協働 社会参加推進事業での関わり

※その他 寄ってカフェ、つどい場「くろまつ」、農作業、他機関協働の作業に参加等含む。

【図表 4 本事業利用後（終結後）の社会参加推進事業での参加状況】

	対象者 (年齢 性別)	来所 面談	電話 メール	自宅 訪問	他機関 同行等	その他	備考
1	R2-J(30 代男性)	0	11	0	0	16	寄ってカフェ等に参加
2	R3-L(20 代男性)	0	32	1	0	15	寄ってカフェ、畑作業、 花壇の植え替え作業等に参加
3	R3-N(30 代女性)	0	30	0	0	36	障がい者相談支援事業と協働。 畑作業、花壇の植え替え作業等に参加
4	R3-Y(50 代男性)	12	39	0	0	15	自立相談支援事業と協働。 寄ってカフェ等に参加。
5	R4-E (30 代女性)	0	10	0	0	53	自立相談支援事業と協働。 くろまつ等に参加。

本事業利用後も社会参加の機会として、寄ってカフェや畑作業等に参加しながら他者とコミュニケーションをとったり、現在事業利用されている方達と関わりをもつ機会もあります。

(2) 社会資源の開拓

(芦屋社会福祉協議会・阪神南障害者就業・生活支援センターとの連携による)

【図表 5 ボランティア・見学・実習 可能事業所】

	事業所名	所在地	内容
1	株式会社ブックサプライ	尼崎市	中古本、CD、DVDのピッキング等
2	あしや温泉	芦屋市	館内清掃
3	社会福祉法人 三田谷治療教育院	芦屋市	草花の手入れ、水やり 野菜作り
4	就労支援カフェ CACHE-CACHE(カシュカシュ)	芦屋市	喫茶作業
5	就労移行支援事業 ワークホームつつじ	芦屋市	作業補助
6	NPO法人 日本レスキュー協会	伊丹市	犬の世話 事務作業等
7	ウェルネットさんだ	三田市	農業体験
8	婦木農園	丹波市	農業体験、酪農体験(合宿も可)
9	山村ロジスティクス	西宮市	食品等のピッキング
10	エルホーム芦屋	芦屋市	グループ活動体験(花壇のお世話、庭掃除)
11	株式会社プランツ・キューブ/ワーク・キューブ	芦屋市	喫茶作業、軽作業、パソコン操作
12	株式会社ポップ・アイディー	芦屋市	パソコン作業
13	芦屋市シルバー人材センター	芦屋市	事務作業
14	社会福祉法人 山の子会 芦屋アフタースクール	芦屋市	指導員補助
15	芦屋市保健福祉センター	芦屋市	消毒作業、花の水やり、植え替え
16	芦屋市立図書館	芦屋市	書架整理、除籍資料梱包、季節催事の飾りつけ作成や展示、PC入力等、園芸、清掃
17	(株) リュリュ	芦屋市	内職作業の提供(期間限定)
18	(株) 潮芦屋マリーナエリアセンター	芦屋市	足湯の清掃、コンビニエンスストアでの清掃、品出し業務、敷地内の植栽等
19	公益財団法人 木口福祉財団	芦屋市	作業スペースの貸与
20	(福) 明倫福祉会 愛しや	芦屋市	シーツ交換、消毒作業、タオルたたみ
21	生活協同組合 コープこうべ	芦屋市	めーむひろばでの仕分け、受け渡し作業等
22	(福) 聖徳園 ・あしや聖徳園 ・ケアステーション あしや聖徳園 ・養護老人ホーム 和風園	芦屋市	館内消毒、掃除、清掃、洗車(随時)、車いす掃除(メンテナンス)、フリースペースふらっと内の掃除、共用廊下、庭の掃き掃除、花の水やり、イベント時の準備、片づけ、館内の消毒
23	神戸大学海事科学研究所	神戸市東灘区	見学のみ可能。(構内清掃)
24	芦屋市立あしや市民活動センターリードあしや	芦屋市	カフェ業務
②⑤	(株) 笠谷工務店道路管理センター	芦屋市	事務体験

*No②⑤は、今年度新規開拓した事業所

今年度は、1件の就労体験先、見学先を開拓しました。例年就労体験を経て就職された方もおり、就労体験を経験することで、就労に向けた次のステップに進むことができる流れが少しずつできています。今後も本事業利用者と就労体験先と関係性を築きながら、実施していきたいと考えております。

(3) 対象者の状態像に対応できる支援メニューの多様化について

【図表 6 就労に向けた講座・パソコン講座メニュー】

開催月	項目	内容
4 月	パワーポイントでチラシ作り①	トランプのマーク（クローバーやスペード等）を描いて、曲線挿入や頂点の編集の練習をしてみよう。
5 月	パワーポイントでチラシ作り②	イラストをつくってみよう。
6 月	パワーポイントでチラシ作り③	文章をつくろう。
7 月	パワーポイントでチラシ作り④	フレームワークを用いた構成の説明を聞いて実践してみよう。
8 月	パワーポイントでチラシ作り④	イラスト・写真の貼り付けをしよう。
9 月	パワーポイントでチラシ作り⑤	最終の校正の確認をしよう。
10 月	パワーポイントでチラシ作り⑥	チラシの完成！
11 月	くろまつの案内チラシ作成①	どんなチラシを作るか考えてみよう。
12 月	くろまつの案内チラシの作成②	どんな目的で誰にみてもらいたいかを考えよう。
1 月	くろまつの案内チラシの作成③	地図をつくろう。
2 月	くろまつの案内チラシの作成④	ロゴマークをつくろう。
3 月	くろまつの案内チラシの作成⑤ オリジナルの名刺づくり	チラシの完成・オリジナルの名刺をつくろう。

(4) 周知・啓発

今年度も自立相談支援事業担当者、家計相談支援事業担当者と連携して近隣の高校(市内1校)を訪問し、進路担当者をはじめとした教員の方、生徒へ事業の案内を行いました。

今後も学校との連携を継続し、本事業でできることの周知・啓発や、今後困ったときに気軽に相談できるような関係性を築いていきたいと考えています。

ひきこもり状態や不登校のご家族に向けての相談会「ひきこもり・不登校からの一歩～家族とともに～」を実施しました。

2 成果と課題

(1) 地域での居場所・役割

実績・成果

- ・ 行政の税金の窓口から税の滞納の相談で訪れたことをきっかけに若者相談センター「アサガオ」から本事業につながった方で、就労に向けたプログラムや就労体験に参加し定期的に外に出られるようになり就職につながるケースが1件ありました。
- ・ つどい場「くろまつ」を継続して実施しました。40回開催し延べ人数159名参加しました。参加者からは、「定期的に外に出る機会ができた。」「顔馴染みのメンバーと会うのが楽しみ。」「自分にとっての居場所になっている。」と感想をいただいています。
- ・ 若年層向けの「くろまつヤング」も実施し初回は3名の方が参加されました。20代の方が参加され「同年代と話す機会になり良かった。」という感想を頂きました。

課題

- ・ 継続して様々なニーズに合わせたプログラムを考えながらアウトリーチを行い、自立相談支援事業や関係機関と連携しながら社会とのつながりが希薄な方や、就労への一歩を踏み出したいと考えている方の居場所として機能していけるようにしていきたいです。

(2) 周知・啓発

実績・成果

- ・ ひきこもり状態や不登校のご家族に向けての相談会「ひきこもり・不登校からの一歩～家族とともに～」を実施し36名が参加されました。同じ場所で「寄ってカフェ」も開催し、Oneすてっぷあしやメンバーの淹れたコーヒーを10名の方が「美味しい」と飲まれていました。

課題

- ・ 継続して事業内容の取り組みについて周知できるよう様々な関わりの場に積極的に参加し、引き続き周知・啓発に取り組んでいきます。

(3) 就労支援

実績・成果

- ・ 個別面談、寄ってカフェ、つどい場「くろまつ」、就労体験等のプログラムを経て3名が就職しました。
- ・ 対象者のニーズに合わせて見学先や就労体験先を1件開拓しました。就労体験に参加することで、「事務の仕事のイメージがついた」「家にいると色々考えてしまうが、何かしている方が無になることができる。」と、何もしていないよりも何か動いていたり、取り組む方が精神的に楽だという意見を聞くことが出来ました。

課題

- ・ 多様な対象者のニーズに合わせたプログラムや体験先を今後も開拓していきます。
- ・ 対象者の就労に向けての意欲について確認しながらプログラムを進めていきます。

(4) 相談支援体制の機能強化

実績・成果

- ・ 自立相談支援機関、若者相談センター「アサガオ」、障がい者相談支援事業等の関係機関と連携することで、新たに6件が本事業の利用につながりました。（新規6件）
- ・ 関わりの中で医療とつながることができ、障がい者手帳の取得に至った方で本人の希望も踏まえ、阪神南障がい者就業・生活支援センターにつながることができました。
- ・ 自立相談支援機関や他機関と継続して綿密に連携、早期からの面談の同席、定期的な打ち合わせにより情報の共有に努めました。
- ・ 本事業で実施している内容について関係機関と共有することで、本事業の利用者、つどい場「くろまつ」、「農作業」に参加する方が増加しました。

課題

- ・ 継続して本事業のプログラムや内容について、継続して周知しながら、連携をさらに強化していきます。

IV 地域まなびの場支援事業（任意事業）の実績

<事業の概要>

まなびの場の環境（学校以外での学習の機会等）が十分に用意されていない生活困窮世帯等の子どもが成長する過程において、再び経済的困窮に至ることを防止するとともに、地域に子どもの居場所を確保することで保護者以外の大人とのコミュニケーションを通じて社会性や他者との関係性を育むことを目的とし、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援、地域の子どもたち及び誰もが集える居場所づくり、学習支援利用者の保護者への支援を併せて実施するものです。

【図表 1 学習支援の実施体制】

名称	役割
学習支援相談員	（社会福祉法人山の子会の事業担当者） ・地域まなびの場支援事業全体の統括 ・「学習支援」、「居場所」、「養育支援」等の企画・実施 ・「学習支援」利用希望者の面談、事業の詳細説明
学習支援員	（元学校教員、元塾講師、学生等） ・「学習支援」の講師 ・「居場所」、「養育支援」の補助

※学習支援員が同時に学習支援する子どもの数は、1人当たり最大3人以内。

1 支援実績

(1) 学習支援

ア 利用申込み

【図表 1-1 利用申込者数及び世帯数】

(人、世帯)

区 分	小学生	中学生	高校生	合計	世帯数
令和6年度新規申込数	2	0	0	2	1
総申込数	7	2	13	22	15

前年度から引き続き、自立相談支援事業及び生活援護課と事業利用に関する手順を調整し、利用登録をすることができました。本年度の新たな利用登録は1世帯2名でした。

イ 実施状況

毎週2回実施、1回あたり3時間

ウ 利用状況

【図表 1-2 学習支援利用状況】

(人、世帯)

区 分	開催回数	小学生	中学生	高校生	合計	世帯数
合計	100回	197 (4)	0	210 (5)	407 (9)	5

※（ ）内は実人数

エ 進学状況（令和7年3月末）

就職1名、高校卒業後進路不詳3名

(2) 居場所づくり（子どもの居場所「ひみつきち」）

ア 実施状況

毎月3回～4回（金曜日 午後4時30分～午後6時30分 ※一部の回は午後7時すぎまで開催）

イ 利用状況

【図表 1-3 「ひみつきち」利用状況】

（人）

開催回数	区分	未就学	小学生	中学生	高校生	その他※	合計	1回あたり参加者数
36回	利用者数	107	170	16	1	367	661	18.36
	うち学習支援利用者		10	0	0		10	

※その他：未就学児の保護者、高齢者等

ウ 企画内容

【図表 1-4 「ひみつきち」企画内容一覧】

	目的	催事名	実施回数	1回あたり参加者数
1	低学年・未就学児向けの科学の遊び体験	かがくの実験室	5回	28.60人
2	多世代の交流の場づくりとして	笑いヨガ	8回	9.63人
3	Eテレで大人気の「ピタゴラスイッチ」の世界の体験	ピタゴラ装置のお話	2回	27.00人
4	科学への好奇心喚起のために	宇宙のひみつにチャレンジ	5回	22.00人
5	親子の健康増進のために	キッズ ヨガ	12回	14.83人
6	大自然への視野を拓げるために	地球のお話・天体観測	2回	33.00人
7	過去の稀少な映像作品による触発	ひみつきちシアター	1回	22.00人
8	算数が好きになれるように	さんすうのひみつ	1回	11.00人
合計			36回	

「座学」や「鑑賞会」に比べて、参加者が工作を行う「ワークショップ」形式の方が、年少者を中心に参加数が増加する傾向があることがわかってきました。

また、会場のライフサポートステーションの近隣に住む小学生を中心に、友人や家族と一緒に参加する姿が見られ、それぞれの企画で参加者数が前年度よりも増加しました。

(3) 養育支援

相談件数 23 件（相談人数 23 人）

2 成果と課題

(1) 学習支援について

実績・成果

- ・ 高校卒業後の進路に向け、授業等のフォローアップや進路選択に向けた相談支援を行いました。
- ・ 学習以外の子どもの居場所になるように、勉強の休憩時間を活用してスポーツやゲームを取り入れる等、年齢を超えた交流の場づくりを行いました。
- ・ 勉強に集中できる環境づくりや社会性の育成等、学習面・生活面でのサポートを行うことで、信頼関係を構築することができました。

課題

- ・ 以前に当教室を利用していたものの、現在は出席が滞っている子どもや、保護者との連絡が途切れてしまった世帯もいるため、子どもだけではなく、保護者との関係性も築いていく必要があります。

(2) 子どもの居場所「ひみつきち」について

実績・成果

- ・ 広報あしやへの掲載をはじめ、公共施設や近隣の店舗等へポスター掲示やチラシの配架を適宜行い、事業の周知を行いました。
- ・ 多様な企画内容や継続実施により、3世代での参加や一定数のリピーターもうまれ、参加者数も増えました。

(3) 保護者に対する養育支援について

実績・成果

- ・ 学習支援当日の空き時間や前後の日を利用して、面談や電話による相談活動を行いました。
- ・ 教室への出席が遠ざかっている子どもの保護者に対し、学習支援相談員から継続してアプローチを行うことで、気軽に相談出来る環境を整えました。

課題

- ・ 今後もきめ細かな相談に対応するため、必要に応じて自立相談支援機関や生活援護課等の関係機関と連携できる体制を整えていく必要があります。

V 事業推進体制

1 芦屋市多機関協働推進委員会

参考資料1「芦屋市多機関協働推進委員会設置要綱」に基づき設置

<目的>

重層的支援体制整備事業の進捗管理及び評価を実施するとともに、相談支援と参加支援のつながりを中心に、地域づくりも意識しながら協議し、それらの一体化の評価視点を取り入れながら、必要に応じて、プロジェクト活動で取組を推進する体制を構築するため。

<設置日>

平成28年1月18日

<構成員>

参考資料2「芦屋市多機関協働推進委員会委員名簿」を参照

<令和5年度困窮専門部会>

1 開催日時

令和5年9月29日（金）午後1時～3時

2 協議内容

(1) 就労準備支援事業・社会参加支援

- ・就労準備支援事業の実績報告及び令和5年度の取組について
- ・〔新規〕社会参加推進事業の令和5年度の取組について

(2) 居場所プロジェクト・地域まなびの場支援事業

- ・「居場所プロジェクト」について
- ・地域まなびの場支援事業の実績報告及び令和5年度の取組について

(3) 自立相談支援事業・家計改善支援事業

- ・自立相談支援事業の実績報告及び令和5年度の取組について
- ・家計改善支援事業の実績報告及び令和5年度の取組について

(4) その他

- ・プラットフォーム整備事業補助金の申請について

3 協議結果

今年度から新たに始まった社会参加推進事業を含め、自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業、地域まなびの場支援事業の各事業の令和4年度の実績報告及び令和5年度の実施状況について報告し、潜在的なひきこもりの人や不登校のこども等の居場所を必要とする人たち、情報が届いていない人たちにどうアプローチしていくか、多機関協働支援会議等で話し合ってみてはどうかというご意見をいただきました。

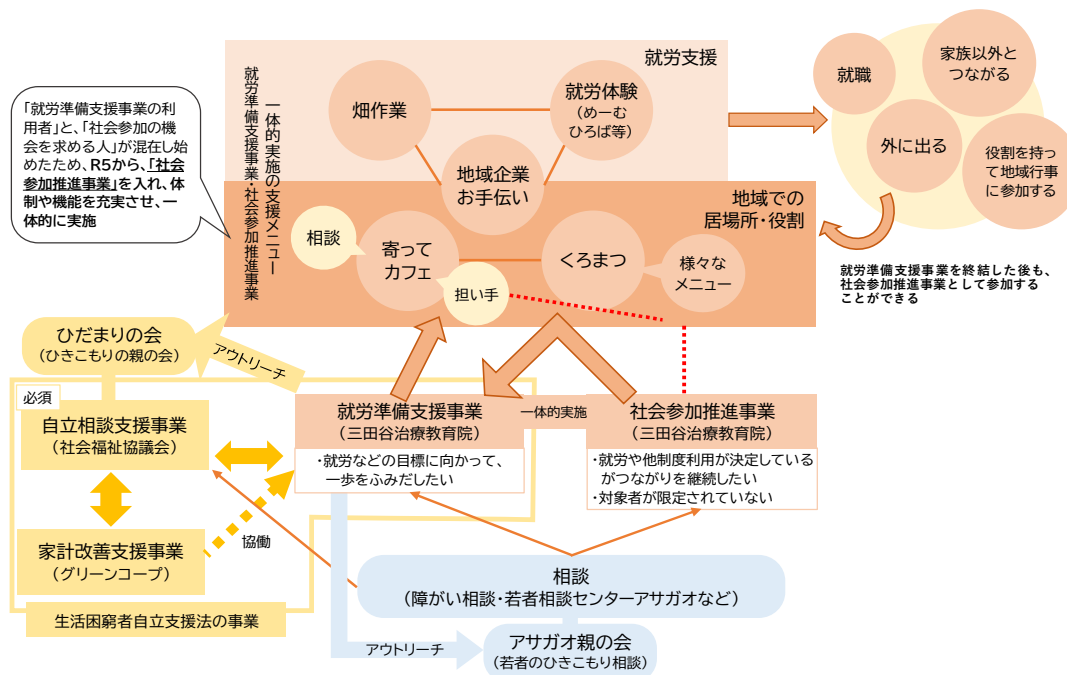
<令和6年度困窮専門部会>

<開催日>

令和6年9月24日（火）午前10時～正午

<協議内容>

(1) 自立相談・家計改善・就労準備と社会参加の一体的実施について



■一体的実施のメリット

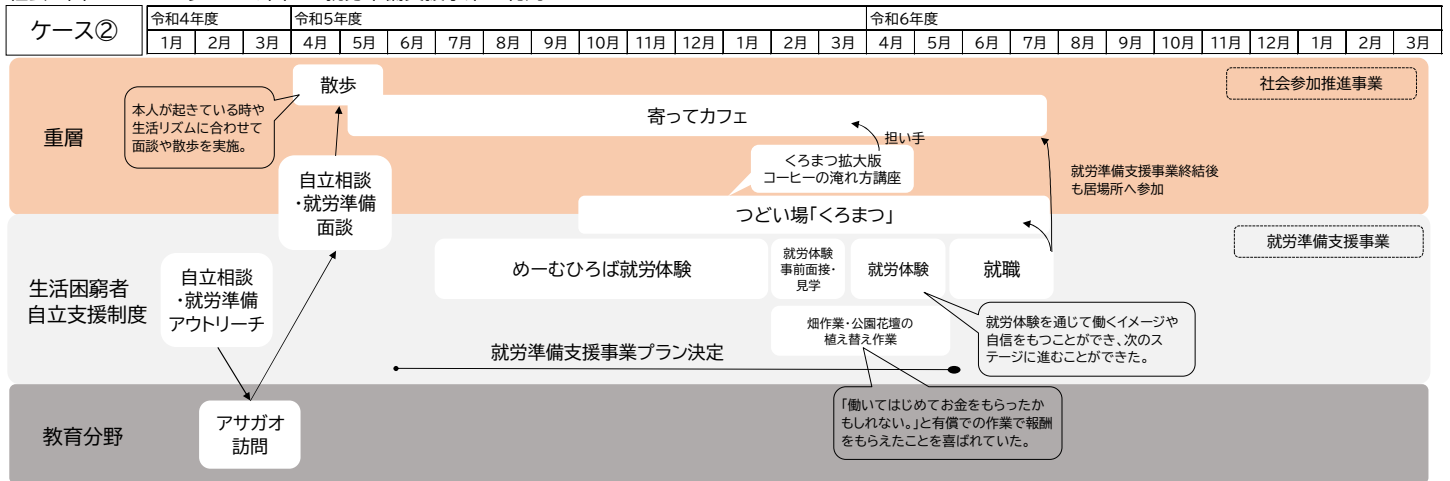
- ・ 日中の活動先がなかったり、「何かしたい」と考えていてもきっかけをもちづらい方に対して、一歩をふみ出すためのアプローチをすることができる。
- ・ 就労準備支援事業の事業利用登録をしなくても、どのメニューも活用できるようになったため、今まで就労準備支援事業につながっていなかった人が、まずは社会参加推進事業につながり、そこから就労準備支援事業の利用に結びつくようになった。
- ・ 就労準備支援事業の終結後も、社会参加推進事業として居場所に参加できることにより、つながり続けることができるようになった。

■成果

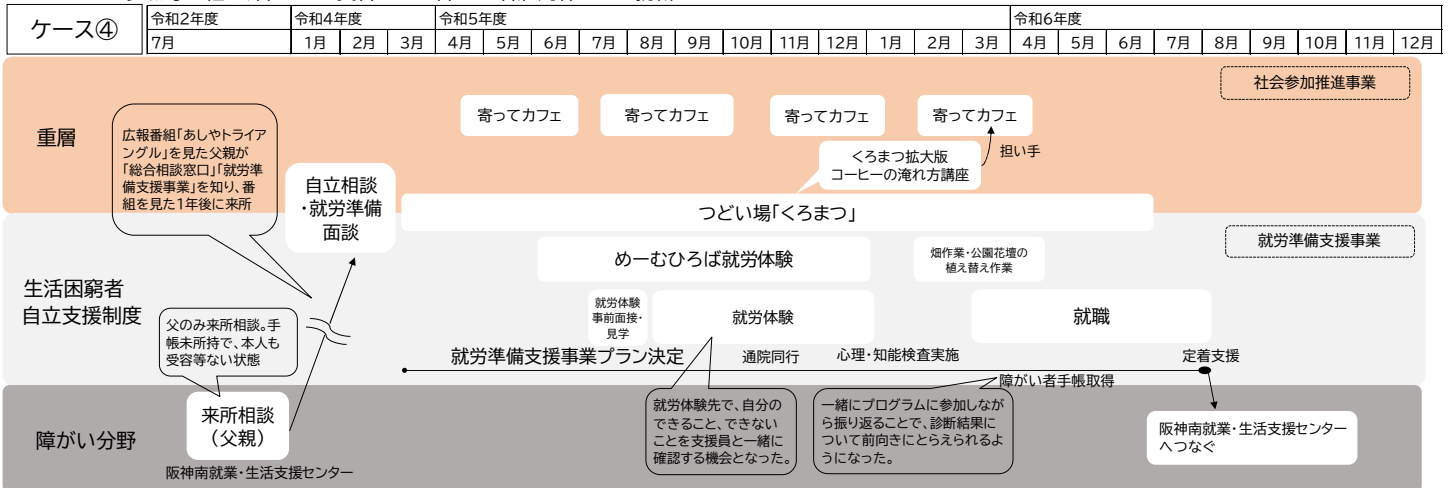
- ・ 社会参加推進事業の利用をきっかけに、家にひきこもり気味だった方が福祉サービス利用に至るケースや、就労体験、就職など次に進むきっかけとなっている。
- ・ 就職した後の社会参加の場となり、職場や生活上の相談ができる場となっている。
- ・ 寄ってカフェに担い手として関わることで、役割を持って他者と関わる機会が持てるようになった。
- ・ 就労体験等のメニューに参加する中で、就労のイメージや社会の中で役割をもつイメージ、他者との関わり方（距離感など）についてイメージがつき、次のステップへの自信につながった。

■参考事例

社会に出るための一歩をふみ出して就労準備支援事業の利用につながったケース



くらまつへの参加等を経て、障がいの受容ができ障がい者雇用枠として就職にいたったケース



(2) 各事業における令和5年度の実績報告と令和6年度取組について

- ・自立相談支援事業
- ・家計改善支援事業
- ・就労準備支援事業
- ・社会参加推進事業
- ・地域まなびの場支援事業

(3) その他

<協議結果>

「自立相談・家計改善・就労準備と社会参加の一体的実施について」では、経過記録事例を用いて説明することで、各関係機関との関わり等が分かりやすいといった評価をいただきました。また、対象者の主訴の変化に合わせ、社会参加推進事業の場でも相談につながることを想定し、参加支援（社会参加推進事業）と相談支援（就労準備支援事業）を往復できるような仕組みを検討してもいいのでは、という意見をいただきました。

2 総合相談連絡会

<目 的>

総合相談連絡会は、保健福祉センター開設時から本センター内の各種相談窓口の機関を対象に開催しており、「総合相談窓口」で受けた相談内容の報告と対応の確認を行っています。また、各種相談窓口の担当者間の意思疎通を図る役割も担っています。

<実施状況>

開 催 日：毎月第2金曜日 午後4時～5時

参加機関：14 機関（福祉センター、こども家庭・保健センター、特別支援教育センター、地域福祉課、高齢者生活支援センター、阪神南障がい者就業・生活支援センター、就労準備支援事業、障がい者相談支援事業、権利擁護支援センター、社会福祉協議会地域福祉係（重層的支援体制整備事業含む）、若者相談センター、こども政策課母子父子自立支援相談員、学校支援課、家計改善支援事業）

<令和6年度の成果と課題>

成 果

- ・短時間の定期開催で、参加者の負担なく専門職間の顔の見える関係づくりができました。
- ・重層的支援体制整備事業担当者が出席し、多機関協働ケースとして取り扱ったほうが良い事例について検討することができました。
- ・少人数でのワークを取り入れることで、参加者同士で交流することができました。

課 題

- ・特定のケース検討ではないため、支援方針や今後の支援の協議には至りませんでした。

3 阪神7市・丹波篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会

<目的>

生活困窮者が抱える多様な複合的な問題について、尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・丹波篠山市における市が連携し、情報の共有、職員の資質向上及び支援に必要なネットワークの構築を行うことで生活困窮者自立支援制度の円滑な運営と発展を図る。

<開催日>

第1回 令和6年5月24日（金）午後2時～3時半

第2回 令和7年2月3日（月）午後1時半～3時半

<協議内容>

第1回

- ・研修「ひきこもり支援 当事者によるトークセッション」
- ・意見交換会

第2回

- ・意見交換会（各市提案議題等について）
 - ①生活困窮者自立支援法改正による「住まいに係る相談」に対応するための人員体制について
 - ②住まいの相談があった際の具体的な支援について
 - ③住居確保給付金における転居費用の支給について
- ・幹事市の確認など

VI その他

1 広報啓発

(1) 広報誌等

令和6年4月～令和7年3月 広報あしや

(総合相談窓口、ひだまりの会、ひみつきち、寄ってカフェ)

令和6年8月 広報あしや(社会参加推進事業の紹介)

令和6年4月～令和7年3月 あしやねっと(寄ってカフェ)

令和6年4月～令和7年3月 ためまっぷ芦屋(寄ってカフェ)

(2) 広報物作成

令和6年4月 寄ってカフェ、くろまつチラシ※毎月配布

令和6年7月 生活困窮者自立相談支援事業をまとめたパンフレット「YOAKEVol.1」作成

令和7年1月 生活困窮者自立相談支援事業をまとめたパンフレット「YOAKEVol.2」作成

(3) 説明会等

令和6年4月 ボランティア団体に向けてめーむひろばの取り組み説明

令和6年6月 行政等初任者向け権利擁護研修

令和7年1月 家計改善支援事業支援者向け研修「ゼロから考える福祉とお金」

2 近隣市との情報交換会等

令和6年7月 西宮市就労準備支援事業担当者と情報共有

令和7年1月 生活困窮者自立相談支援事業受託社協阪神ブロック連絡会

令和7年3月 川西市就労準備支援事業担当者と情報共有

3 職員研修

令和6年6月 第174回市町村セミナーひきこもり支援施策の動向と、ひきこもり状態にある本人及び家族への支援実践について

令和6年7月 兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー支援研修

令和6年8月 相談支援スキルアップ研修会

令和6年9月 重層的支援体制整備事業を考えよう

～今思うとあの人はさみしかったのか・・・～(9月・10月)
福祉業務基礎研修

令和6年11月 兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー支援研修

令和6年12月～7年2月 生活困窮者自立支援制度人材養成研修テーマ別研修
「若年層が抱える課題とその支援」(オンライン)

令和6年12月 生活困窮者自立相談支援事業従事者研修

令和7年1月 自殺対策研修

生活困窮者自立支援制度におけるブロック別研修

生活困窮者自立支援制度人材養成研修

令和6年度テーマ別研修

ライブ配信受講「孤独・孤立の理解とアウトリーチ相談支援研修」

家計改善支援事業支援者向け研修「ゼロから考える福祉とお金」

令和7年2月 ほっとかへんネットワークー情報交換会参考資料

VII 参考資料

1 芦屋市多機関協働推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 重層的支援体制整備事業の進捗管理及び評価を実施するとともに、相談支援と参加支援のつながりを中心に、地域づくりも意識しながら協議し、それらの一体化の評価視点を取り入れながら、必要に応じて、プロジェクト活動で取組を推進する体制を構築するため、芦屋市多機関協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 重層的支援体制整備事業の進捗管理及び評価に関すること。
- (2) 相談支援、参加支援や地域づくりを意識した多機関が協働する体制の整備に関すること。
- (3) 前号の課題解決に向けた具体的な活動の推進に関すること。
- (4) その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 司法関係者
- (3) 保健、医療関係者
- (4) 商工、労働機関関係者
- (5) 権利擁護支援センター関係者
- (6) 地域包括支援センター関係者
- (7) 障がい者基幹相談支援センター関係者
- (8) 若者相談関係者
- (9) 福祉団体関係者
- (10) 児童福祉関係者
- (11) 学校教育関係者
- (12) 市民参画活動支援団体関係者
- (13) 行政関係者
- (14) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に関連する課題について、専門的に協議する必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会員は、委員長が指名する。
- 3 各専門部会には、それぞれ部会長及び副部会長を置く。

- 4 部会長は、委員長が指名する。
- 5 部会長は、専門部会を主宰する。
- 6 副部会長は、部会員のうちから部会長が指名する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 専門部会において、部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか資料の提出を求めることができる。
- 9 専門部会は、委員会から付託された事項について協議し、その結果を委員会に報告する。
(プロジェクトチーム)

第8条 委員会は、多機関協働の推進を図る上で必要と認めるときは、プロジェクトチームを組織することができる。

- 2 プロジェクトチームにはリーダーを設置し、リーダーは、委員長が委員の中から指名し、当該指名された委員は、その実務に従事する。
- 3 プロジェクトチームの構成員については、前項で指名を受けたリーダーが選出することができる。
- 4 前項の規定に関わらず、市長は委員長の意見を聴き、委員以外の者をプロジェクトチームの構成員に選出することができるものとする。
(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域福祉に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 芦屋市多機関協働推進委員会委員名簿

令和6年度

区 分	所 属	氏 名
学識経験者	日本福祉大学大学院 特任教授	平野 隆之
司法関係者	兵庫県弁護士会 タクト法律事務所 弁護士	吉田 督
保健及び医療関係者	芦屋市医師会 芦屋健康福祉事務所 地域保健課地域保健専門員	有田 幸生 押場 美穂
商工、労働機関関係者	西宮公共職業安定所 統括職業指導官 阪神南障害者就業・生活支援センター 主任就業支援担当	新妻 佐奈江 藤川 喜正
芦屋市権利擁護支援センター関係者	芦屋市権利擁護支援センター センター長	谷 仁
芦屋市地域包括支援センター関係者	芦屋市精道高齢者生活支援センター 基幹的業務担当	上田 利重子
芦屋市障がい者基幹相談支援センター関係者	芦屋市障がい者基幹相談支援センター センター長	三芳 学
若者相談関係者	芦屋メンタルサポートセンター 相談支援事業所長	石田 享子
福祉団体関係者	芦屋市社会福祉協議会 事務局長 芦屋市民生児童委員協議会 副会長	山川 範 山本 眞美代
市民参画活動支援団体関係者	特定非営利活動法人あしやNPOセンター	株本 就子
児童福祉関係者	こども家庭・保健センター 係長	中島 匠
学校教育関係者	学校支援課 係長	佐藤 菜穂子
行政	こども福祉部 部長	山田 弥生

令和7年度

区 分	所 属	氏 名
学識経験者	日本福祉大学大学院 特任教授	平野 隆之
司法関係者	兵庫県弁護士会 タクト法律事務所 弁護士	吉田 督
保健及び医療関係者	芦屋市医師会 芦屋健康福祉事務所 地域保健課地域保健専門員	有田 幸生 押場 美穂
商工、労働機関関係者	西宮公共職業安定所 統括職業指導官 阪神南障害者就業・生活支援センター 主任就業支援担当	新妻 佐奈江 藤川 喜正
芦屋市権利擁護支援センター関係者	芦屋市権利擁護支援センター センター長	谷 仁
芦屋市地域包括支援センター関係者	芦屋市精道高齢者生活支援センター 基幹的業務担当	上田 利重子
芦屋市障がい者基幹相談支援センター関係者	芦屋市障がい者基幹相談支援センター センター長	三芳 学
若者相談関係者	芦屋メンタルサポートセンター 相談支援事業所長	石田 享子
福祉団体関係者	芦屋市社会福祉協議会 事務局長 芦屋市民生児童委員協議会 副会長	山川 範 山本 眞美代
市民参画活動支援団体関係者	特定非営利活動法人あしやNPOセンター	株本 就子
児童福祉関係者	こども家庭・保健センター 係長	中島 匠
学校教育関係者	学校支援課 係長	佐藤 菜穂子
行政	こども福祉部 部長	山田 弥生

令和 6 年度芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書作成にかかる事務局

事務局
芦屋市社会福祉協議会 (自立相談支援事業受託機関)
社会福祉法人三田谷治療教育院 (就労準備支援事業・社会参加推進事業受託機関)
社会福祉法人グリーンコープ (家計改善支援事業受託機関)
こども福祉部福祉室地域福祉課

令和 6 年度

芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書

令和 7 年 9 月

発行：芦屋市

〒659-0051

兵庫県芦屋市呉川町 14 番 9 号

T E L 0797-38-2040

F A X 0797-31-0614

ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/>

編集：芦屋市こども福祉部福祉室地域福祉課